

第3次紀の川市障害者基本計画
第8期紀の川市障害福祉計画・第4期紀の川市障害児福祉計画
策定の概要

1 計画の概要

(1) 障害者基本計画

- 障害者計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」です。
- 障害のある人の施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取組を示す計画です。
- 次期計画のポイントとして、①精神障害にも対応する地域包括ケアシステムの構築、②退院後の地域生活への移行・定着支援の強化、③当事者が自分の人生を選ぶ際の支援の強化、④医療や生活支援、精神保健など多様な支援が地域で完結できる体制整備などが考えられます。

障害者基本法

第十一条 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画

- 障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、障害児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」です。
- 障害福祉サービス、児童通所支援等の向こう3年間の見込み量や提供体制の確保方策、支援の充実のための目標などについて定める計画です。
- 3年を1期として策定することが義務付けられている計画です。内容や目標値についても、国の指針を踏まえて作成する必要があります。
- 次期計画のポイントとして、①福祉・医療・教育・就労などの分野の連携による地域共生社会のさらなる推進、②AIによるニーズ予測など、計画策定やサービス提供におけるICTの活用の推進、③本人中心の支援・意思決定支援の強化に向けて、当事者の意向を尊重した支援計画の作成などが考えられます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 計画の期間

- 障害者基本計画は6年を1期とし、今回は第3次となります。
- 障害福祉・障害児福祉計画は3年を1期とし、今回は障害福祉計画が第8期、障害児福祉計画が第4期となります。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
障害者 基本計画	→		← 第3次 →						←	
障害 福祉計画	→		← 第8期 →			←			←	
障害児 福祉計画	→		← 第4期 →			←			←	

3 国の動向

■障害者関連法整備の主な動き（障害者基本法改正以降）

年	主な動き
平成 23年	○「障害者基本法」の改正・施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24年	○「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25年	○「障害者総合支援法」の改正・施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 ○「障害者優先調達推進法」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 ○「障害者基本計画（第3次）」策定
平成 26年	○日本が「障害者権利条約」を批准 ○「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28年	○「障害者差別解消法」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 ○「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 ○「成年後見制度利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 ○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30年	○「障害者基本計画（第4次）」策定 ○「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズ多様化へのきめ細かな対応 等 ○「障害者文化芸術推進法」の施行 ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大 等 ○「ユニバーサル社会実現推進法」の施行 ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進
令和 元年	○「読書バリアフリー法」の施行 ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の策定・実施
令和 2年	○「障害者雇用促進法」の施行 ・地方公共団体に障害者活躍推進計画策定義務化、特定短時間労働者雇用事業主に対する特例給付金の支給

令和 3年	○「医療的ケア児支援法」の施行 ・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体の支援の責務を明記
令和 4年	○「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行 ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進 等
令和 5年	○「障害者基本計画（第5次）」策定
令和 6年	○「障害者差別解消法」の改正・施行 ・民間業者の合理的配慮の提供義務 等 ○「障害者総合支援法」の改正・施行 ・グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、多様な就労ニーズに対応するため「就労選択支援」を新規創設等
令和 7年	○「就労選択支援」が開始 ・新たな就労系サービスとして10月より開始 ・障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるように支援するサービス。アセスメント（評価）を活用して、本人の「希望」「就労能力・適性」「意向」などを整理し、それをもとに就労系サービス（就労移行・就労継続支援など）へのルートや支援内容を選びやすくすることを目的としている。 ・令和8年度に法定雇用率が引き上げとなり、対象となる事業所の範囲も拡大。

4 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」を定めるものとされています。第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて、国の障害者部会で検討が進められており、令和7年度内の告示が想定されています。

令和7年10月1日時点では、「障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策」や「利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組」が論点に挙がっています。